

○非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

制 定 昭 41. 6.27 条例 7

(目 的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の規定に基づき、非常勤の職員（以下職員という。）の受ける報酬及び費用弁償については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(報 酬)

第 2 条 職員の報酬の額は、その者の職務及び職員の給与に関する条例（昭和 35 年淀川左岸水防事務組合条例第 2 号）第 4 条の給料表の適用を受ける者との権衡を考慮して、日額又は月額により管理者が定める。

(費用弁償)

第 3 条 職員が公務のため旅行したときは、その費用弁償として旅費に関する条例（昭和 35 年淀川左岸水防事務組合条例第 3 号）の定めるところにより旅費を支給する。

2 職員が通勤に要する費用については、管理者の定めるところにより、弁償することができる。

(施行の細目)

第 4 条 報酬の支給方法その他この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 41 年 4 月 1 日から適用する。

2 旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「第 11 条に規定する職員で常勤の者をいう。」を「第 11 条に規定する職員をいう。」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

2 この条例において「何等級の職務」という場合には、職員の給与に関する条例（昭和 35 年淀川左岸水防事務組合条例第 2 号）第 4 条に規定する給料表による当該職務の等級（給料表の適用を受けない者にあつては、管理者の定めるそれに相当する職務の等級）をいうものとする。

第 8 条第 1 項第 5 号中「議員及び 1 等級の職務にある者」を「職務等及び 1 等級の職務にある者」に改める。